

クーリングオフについて

お客様が不動産特定共同事業法第25条の契約成立時書面を交付又は電磁的方法による提供を受けた日から起算して8日を経過するまでの間に、当社に対して契約解除を書面によって通知することにより、契約を無条件で解除することができます。この期間を経過すると、無条件での契約解除はできません。

また、この期間内に解除を希望されるお客様は、書面にて解除の通知願います。出資金をお振込みされた後にクーリングオフを適用されたお客様につきましては、当社にて解除通知が確認でき次第、出資金額を返金いたします。

なお、この解除による損害賠償、違約金、解約手数料等の支払いの発生はございません。

契約解除通知

年 月 日

株式会社カクセイ 殿

住所

氏名

印

私は、貴社と締結した下記不動産特定共同事業契約を解除いたしたく通知します。

記

契約年月日	
商品名	
出資口数	口
出資金額	円

つきましては、私が支払った出資金を下記口座に返金してください。

返金口座（金融機関名・支店名）	
預金種別（普通・当座等）	
口座番号	
口座名義	
フリガナ	

以上